

契約書別紙

通所リハビリテーション
介護予防通所リハビリテーション
サービス重要事項説明書

社会福祉法人 ももたろう会
吉備高原総合福祉センター
介護老人保健施設 つつじ苑

岡山県加賀郡吉備中央町吉川7531
TEL 0866-56-9711
FAX 0866-56-9722

1. 事業者の概要

事業者名	社会福祉法人 ももたろう会
法人所在地	岡山県加賀郡吉備中央町吉川7531
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	伊藤 大樹
電話番号	0866－56－9711

2. 事業の目的と運営方針

介護保険法を遵守し、利用者の方が可能な限りご自宅で生活できるよう、医師の指示により理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを個人の心身の状態に応じて提供することを目的としています。また、地域の方々との結びつきを重視し、地域に開かれた施設を目指しています。

3. 事業の種類

事業の種類	岡山県知事の事業所指定		利用定数
	指定年月日	指定番号	
通所リハビリテーション	平成17年4月1日	3353980000	30名
介護予防通所リハビリテーション	平成18年4月1日	3353980000	

4. 営業日時

営業日	祝日・月曜・火曜・水曜・金曜・土曜(木曜、日曜、及び12月31日～1月3日は休み)
サービス提供時間	9時30分～15時45分

5. サービス可能エリア

加賀郡(吉備中央町)、岡山市、高梁市、真庭市(旧落合)

6. 職員の体制(定員30名に対して)

医師:1名以上。

理学療法士、作業療法士:1名以上。

看護師、介護職員:3名以上。

7. サービス内容

- (1)通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画の目標設定
- (2)通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画にもとづく実行
- (3)リハビリテーションの指導・説明
- (4)医療的見地よりの病状、障害の把握と対応
- (5)体操・レクリエーション活動等による心身の活性化
- (6)医師の指示による適切なリハビリの提供
- (7)送迎サービス
- (8)食事の提供
- (9)入浴サービス
- (10)排泄介助
- (11)運動器機能向上サービスの提供(介護予防)

8. 利用料 (1割負担の金額で記載しています)

(1) 法定給付

(介護予防サービス)

(1ヶ月あたり)

区分	要支援 1	要支援 2
基本料金(基本報酬)	2,268円	4,228円
科学的介護推進体制加算	40円	
サービス提供体制加算(Ⅱ)	72円	144円
退院時共同指導加算	600円(1回の入院につき1回まで)	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	合計の利用単位数に8.6%の加算	

(1) 法定給付
(介護サービス)

(1日あたり)

基本報酬の区分	1時間以上2時間未満	2時間以上3時間未満	3時間以上4時間未満	4時間以上5時間未満	5時間以上6時間未満	6時間以上7時間未満
要介護1	369円	383円	486円	553円	622円	715円
要介護2	398円	439円	565円	642円	738円	850円
要介護3	429円	498円	643円	730円	852円	981円
要介護4	458円	555円	743円	844円	987円	1,137円
要介護5	491円	612円	842円	957円	1,120円	1,290円
リハビリテーション 提供体制加算			3時間以上4時間 未満の場合 +12円	4時間以上5時間 未満の場合 +16円	5時間以上6時間 未満の場合 +20円	6時間以上7時間 未満の場合 +24円
入浴介助加算(Ⅰ)	1日につき +40円					
リハビリテーション マネジメント加算(ロ)	・同意日の属する月から6月以内 +593円(ひと月につき) ・同意日の属する月から6月超 +273円(ひと月につき)					
短期集中個別リハビリ テーション実施加算	1日につき +110円 退院(所)日又は新規認定日から3ヶ月以内の場合					
送迎減算	片道につき -47円					
重度療養管理加算	1日につき +100円					
科学的介護推進体制加算	ひと月につき +40円					
退院時共同指導加算	600円(1回の入院につき1回まで)					
サービス提供体制加算(Ⅱ)	1日につき +18円					
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	合計の利用単位数に8.6%の加算					

(2)各種加算の内容

(介護サービス)

加算	内容
リハビリテーション提供体制加算	3時間以上の通所リハビリテーションを提供した場合の基本報酬に、リハビリテーション専門職の配置が、人員基準よりも手厚い体制を構築し、リハビリテーションマネジメントに基づいた長時間のサービスを提供している場合を評価します。
入浴介助加算（Ⅰ）	入浴中の利用者の観察を含む介助を実施します。極力利用者自身の力で入浴できるように必要に応じて介助、転倒予防のための声掛け、気分の確認などを行います。
リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	調査、計画、実行、評価、改善のサイクルの構築を通じて、心身機能、活動、参加にバランス良く働きかけるリハビリテーションが提供できているか、継続的に管理することにより、質の高いリハビリテーションの提供を評価する加算です。計画書の内容などの情報を厚生労働省に提出し、フィードバック情報などを活用していきます。
短期集中個別リハビリテーション実施加算	利用者の状態に応じて、基本的動作能力及び応用的能力を向上させ、身体機能を回復するための集中的なリハビリテーションを個別に実施します。退院(所)日又は認定日から起算して3カ月以内の期間に、1週につき概ね2日以上、1回当たり20分以上、1日当たり40分以上実施します。実施した日数で算定されます。
重度療養管理加算	要介護3、要介護4又は要介護5に該当する利用者であって、別に厚生労働大臣が定める状態(利用者等告示)にある利用者に対して、計画的な医学的管理を継続的に行い、通所リハビリテーションを実施します。
送迎減算	利用者に対して、その居宅と指定通所リハビリテーション事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算する。

(介護予防サービス・介護サービス共通)

加算	内容
退院時共同指導加算	退院時に、当事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該利用者に対する初回の通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算する。
科学的介護推進体制加算	サービス内容のデータを国に提出し、評価を受け、介護サービスの質の向上に努めます。
サービス提供体制加算	サービス提供体制を特に強化して、基準を満たし届出を行った介護事業所に対して算定されます。
介護職員等処遇改善加算	介護職員の賃金改善や資質向上の為の要件が適合している為、算定されます。

(3) 法定外給付(全額利用者負担)

区分	利 用 料
食材料費	550円/1日
おやつ代	100円/1回
リハビリパンツ・パッド代	1枚88円もしくは交換
マスク代	1枚10円

(4) 利用料の支払い方法

利用月の翌月の10日以降に請求を致します。現金又は振り込みにてお支払い下さい。

(5) 領収書の発行

事業者は、利用者から支払いを受けたときは、利用者に対し、領収書を発行します。

9. 金銭及び貴重品の管理

サービス提供中、金銭及び貴重品の管理は、ご自身の責任で行って下さい。

10. サービス利用にあたっての留意事項

以下の禁止事項を故意に繰り返し行う場合はサービスの中止をお願いする場合がございます。

(1) 所定の場所以外での喫煙(喫煙される方は事前にご相談下さい)

(2) 故意による不潔行為及び他のご利用者様への迷惑・危険行為

(3) 宗教活動及び政治活動

(4) 他の利用者・職員との金品の貸し借り及び受け渡し等

(なお金品の貸し借り及び受け渡し等によるトラブルに関して、
当施設は責任を負いかねますのでご注意ください)

11. 非常災害対策

消防法に規定する消防計画に基づき、年2回の消防避難訓練を実施しています。

12. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、すみやかに市町村・県及び利用者の家族、居宅介護支援事業所など関係者に連絡を行います。また、事故により損害が発生した場合は、契約書本文に基づき、当施設は金銭等により賠償いたします。当施設は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

加入保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
保険の内容	対人・対物賠償補償、感染症見舞金補償、業務中傷害補償

13. 苦情・相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

(1) 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの窓口

担当	風早 恵美子(介護福祉士)
電話	0866-56-9711
対応時間	午前8時30分から午後5時30分まで(介護に支障のない時間帯)

(2)介護老人保健施設つつじ苑の窓口

担当	山本 航平(支援相談員)
電話	0866－56－9711
対応時間	午前8時30分から午後5時30分まで

他に次の窓口でも苦情や相談に応じます。

社会福祉法人ももたろう会 苦情解決第三者委員	
担当	佐々木 一成
電話	090－5377－0031
担当	菊池綜合法律事務所 弁護士 菊池 捷男
電話	086－231－3535

吉備中央町役場 賀陽町庁舎 福祉課介護支援班	
所在地	加賀郡吉備中央町豊野1－2＜賀陽庁舎内＞
電話番号	0866－54－1317

岡山市役所 保健福祉局 高齢福祉部 介護保険課	
所在地	岡山市北区鹿田町1丁目1－1
電話番号	086－803－1240

高梁市役所 健幸長寿課	
所在地	高梁市松原通2043
電話番号	0866－21－0299(介護保険係)

真庭市役所 健康福祉部 高齢者支援課	
所在地	真庭市久世2927-2
電話番号	0867－42－1074

岡山県国民健康保険団体連合会	
所在地	岡山市桑田町11番6号＜岡山県国保会館＞
電話番号	086－223－8811

14. 第三者評価の実施状況

当施設は、第三者評価は実施しておりません。

15. 個人情報の取り扱いについて

当施設は、個人情報を業務遂行以外の目的に使用しません。

また、利用者とその家族等の情報を使用する場合には利用者の生命、身体、財産等の保護のために緊急の使用が必要な場合を除いて、利用者またはその家族等の同意を得ることとします。

また、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密は、必要不可欠な場合を除いて、外部に漏れることのないよう在職中及び退職後においても細心の注意を払い保持します。

16. サービス情報の公表

当事業所の基本的な事項及びサービス内容、運営の取組状況等を

「岡山県介護サービス情報の公表制度」に基づき、インターネット上に公表しています。

岡山県介護サービス情報公表システム
URL: <http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/33/index.php>

重要事項の説明について

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。また、個人情報の取り扱い・秘密の保持についても説明いたしました。

所在地 岡山県加賀郡吉備中央町吉川7531
事業所名 吉備高原総合福祉センター介護老人保健施設つつじ苑
指定番号 3353980000

理事長 伊藤 大樹 印

【説明者】

職種 介護職

氏名 風早 恵美子 印

私は、契約書及び書面により、事業者から通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションのサービスについて重要な事項の説明を受け、内容について同意します。なお、利用料金及び加算についての説明を受け、内容について同意します。

また、契約書及び本書面に定めるとおり、利用者及びその家族等から知り得た個人情報を事業者が緊急時に使用・提供することに同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印